

工作物石綿事前調査者講習受講資格・証明書類

資格区分	学歴等	実務経験年数等	必要な証明書類
①	大学(短期大学を除く)において工学に関する正規の課程を修め卒業した者	卒業後工作物に関する実務経験年数2年以上	実務経験証明書及び卒業証明書 ※実務経験が11年以上ある場合は卒業証明書は不要です。
②	短期大学(修業年限3年に限り、専門職大学の3年前期課程を含む。)において工学に関する正規の課程またはこれに相当する過程(但し、夜間授業は除く。)を修め卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後工作物に関する実務経験年数3年以上	
③	上欄②を除く専門職大学の前期課程を含む短期大学または高等専門学校において工学に関する正規の課程を修め卒業した者	卒業後工作物に関する実務経験年数4年以上	
④	高等学校または中等教育学校の工学に関する正規の課程を修め卒業した者	卒業後工作物に関する実務経験年数7年以上	
⑤	学歴に関係なし	工作物に関する実務経験年数11年以上	実務経験証明書
⑥	建築行政または環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関わる者	実務経験年数2年以上	実務経験証明書
⑦	特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号	工作物の石綿事前調査に関する実務経験年数5年以上	実務経験証明書及び技能講習修了証
⑧	石綿作業主任者技能講習を修了した者 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号	—	技能講習修了証明書 ※ハウジングエージェンシー主催の石綿作業主任者技能講習試験合格者は、提出書類不要。(主任者講習を申し込む際に書類提出しているため)
⑨	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、 またはいずれかに該当する者であったこと 労働安全衛生法第九十三条第一項	—	経歴証明書
⑩	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数2年以上	従事経験証明書
⑪	作業環境測定士 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)第2条第4号に規定する第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。	工作物の石綿事前調査に関する実務経験年数5年以上	実務経験証明書及び作業環境測定士登録証
学歴は全て学校教育法によるもの。 工学に関する正規の課程または、これに相当する課程を修めた卒業者に限る。		上記資格区分①～⑤までの「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等を行い、 <u>工作物の解体工事又は改修工事の実務が含まれること。</u>	